

理事長 松井 敏浩

任意継続被保険者及び特例退職被保険者の
標準報酬月額について

標記の件、下記の通りに決定しましたのでお知らせします。

標準報酬月額

- ① 任意継続被保険者の 2024 年度の標準報酬月額は 530,000 円、または資格喪失時の標準報酬月額のいずれか低い方とする。
- ② 特例退職被保険者の 2024 年度の標準報酬月額は 300,000 円とする。

適用年月日

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

以 上